

中で協議・検討し、早期に全地区で自主防災組織の結成が進むよう努めていきたいと考えている。

◎町道昇格の条件について

問昇格基準の設定理由について。

答町道は、住民の生活基盤を支えるものであると同時に、不特定多数の人が交通の用に供する道で、公益上特に必要であると認められたものである点で、農道、林道等とは違い、幅員、延長、路肩などについて、詳細な規則を定めているところである。公益性からすると、人家戸数の2戸は最低限の戸数であるのではないかと考えている。なお、一戸だけが利用している場合でも、私益だけでなく農業、産業振興上必要で、かつ地域活性化上必要であると認められ、公益性のあるものについては、認定される場合がある。

横山 二郎 議員

◎地産・地消の取り組みについて

問商店街再生のプランについて。

答「だんだんシール会」については、新しく9月から、政府の家電エコポイントを商品券に交換できる事業を始めるなど、店主の方々が少しでも集客力を上げようとして事業に取り組まれており、商店街の再生が図られる程のものではないかも知れないが、このような小さな取り組みを重ねていくことも大事であると思っている。

商店街を取り巻く環境は厳しい状況下にあるが、国が今年の8月に施行した「地域商店街活性化法」に基づく支援策の活用なども含め、今後商店主や商工会との連携を密にし、商店街の活性化に努めていきたいと考えている。

◎地産・地消への姿勢について。

問「地産、地消」は、地域で生産した物を地域で消費するという意味で、「地域生産、地域商業」の「地産、地消」は、「地域で生産した物を地域で販売する」という意味だと理解している。

鬼北町においては、森の三角ぼうし、日吉夢産地において、地産地消を実践しているが、併せて、高値販売や販売量の増加を図るため、大消費地である松山市等での販売にも力を入れていくところである。米、柚子、栗、しいたけ、キュウリ、キジ肉などの地域の農林畜産物を人口の少ない当地域において消費販売するには限度がある。このため、今後も「地産、地消、地消」と併せて、第3セクターや農協と連携し販路拡大に努め、農業の振興、農家所得の向上に努めていきたいと考えている。

◎財政維持の現状について

問交付税等による影響や今日までの道程について。

答鬼北町では、合併前の旧広見町と旧日吉村で、平成12年度に合わせて

約37億円の交付を受けていた普通交付税は、平成13年度から臨時財政対策債の発行が始まったこともあり、年々減少し、平成16年度には約30億円程度に減少した。

歳出面では、給与カットや退職者不補充による総人件費の抑制、事務事業の精査による投資的経費の抑制などを図りながら、必要な住民サービスの維持に努めてきたところである。

また、歳入面では、平成15年度に2億9千4百万円、平成16年度に1億5千万円の財政調整基金の取り崩しなどにより財源不足に対応してきたところである。

合併後の平成17年度から平成19年度までは、合併支援措置などもあり、約31億円程度を維持し、平成20年度には、地域再生対策費や町立北宇和病院の病床数に応じた交付税措置などもあり約2億7千万円増額となり、さらに、平成21年度においては、地域雇用創出推進費の新設などにより約34億7千万円の交付額となっている。

町としては、今後も行財政改革を断行しながら、住民福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げよう施策の推進に当たらなければならぬと考えている。

問財政の現状と将来の見通しについて。

答鬼北町の財政力指数は、平成20年度0.245で財政力は弱く、また、經常収支比率は、91.5%で財政構

造は硬直化していると言える。実質公債費比率は19.5%。また、将来負担比率は、151.4%で、平成19年度に比べやや好転している。

大企業などがなく税源に乏しい当町では、普通交付税に頼る財政構造となっており、厳しい財政運営が今後も続くと思われる。普通交付税については、平成21年度は地域雇用創出費の新設により増額となり、平成22年度も同様で推移すると見込んでいるが、その後は減少すると見込んでいる。

慢性的な歳入不足に対応するため、財政調整基金等の基金を取り崩さざるを得ない状況になると予想されるが、取り崩しは最小限に抑え、少しでも余裕のある場合には、積み立てを実施したいと考えている。また、行政サービスの水準を維持するためには、新たな歳入確保策の検討が必要であるとも考えている。

歳出については、適正な人員管理により総人件費を抑制し、物件費、補助費等についても近年徹底した見直しを行ってきたところであるが、引き続き縮減に取り組み、普通建設事業についても、事業の必要性、財源等を勘案し、さらに後年度の公債費負担を想定しながら、優先順位を決めて実施していかねければならぬと考えている。しかし、新町建設計画や中期計画どおりの実施は難しい状況にあると見込んでいます。

なお、合併後10年間の優遇措置として交付されている合併算定替えに